

議案第 4 号

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 42 年加西市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

階級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(審議資料)

消防団員の処遇の改善のため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の改正により、平成26年4月1日から消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される退職報償金額が引き上げられることとなったため、所要の改正を行うもの。

【概要】 一律5万円（最低支給額20万円）引き上げ